

○更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した者が免許状を有効にするための申請の仕方

<提出先・連絡先>

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁学校企画課人材育成スタッフ 教員免許担当

電話(0852)22-6606 FAX(0852)22-5762

1. 申請に必要な書類

(1) 必ず提出するもの

- ① 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書（島根県収入証紙3,300円分を貼付）
- ② 有する全ての免許状について、次のア又はイのいずれか
ア 免許状の写し
※両面に記載のあるものは両面コピーすること。
※島根県以外の授与の場合は各免許状の写しに原本証明が必要。
原本証明日は申請日から1年以内であること。作成例は3ページ参照。
イ 教育職員免許状授与証明書（原本）
※授与証明書の証明日は申請日から1年以内であること。
ただし、島根県が発行した証明書は1年以上前でも認める場合がある。
※免許状を授与された都道府県教育委員会へ別途申請が必要。
- ③ 更新講習修了証明書（原本）または履修証明書（原本）
- ④ 受付確認用ハガキ（返信先記載、62円切手貼付）
※受付を行ったことを取り急ぎお知らせするためのもの。
- ⑤ 返信用封筒（角形2号、返信先記載、140円切手貼付）

(2) 該当者のみが提出するもの

- ① 戸籍抄本（原本かつ申請日前6ヶ月以内のもの）
※免許状及び各種証明書類の氏名又は本籍地と申請時の氏名又は本籍地が異なる場合（戸籍がたどれない場合、複数枚の提出が必要になる場合があります）
- ② 更新講習修了確認証明書等（原本）
※既に一度、更新、免除、延期又は回復確認申請を行い証明書の発行を受けている場合

2. 申請書の記入及び添付書類についての注意事項

- ・「同上」「〃」などで記入しないようにしてください。
- ・免許状の種類及び番号は、免許状の記載どおり正確に記入してください。
種類：(小学校教諭一種免許状、中学校教諭一級普通免許状など)
番号：(平15小一第123号、昭60中一普第55号など)
- ・免許状の写しの原本証明とは、所属長が免許状の写しと原本を照合し、免許状の写しが原本と相違ないことを証明することです。証明の記載及び押印は、免許状の写しの余白部分であればどこでも構いません。表裏のある免許状を両面複写にしない場合は、それぞれに原本証明をしてください。島根県教育委員会が授与した免許状は、原本証明は不要です。在家庭の方の原本証明についてはお問い合わせください。
- ・複数の免許状を所有している場合は、所有する全ての免許状について、免許状の写し又は授与証明書を添付してください。
(例：養護教諭二種免許状と養護教諭一種免許状と養護教諭専修免許状を持っている場合は三つの免許状の写しを提出する。)
- ・郵便事故による証明書の汚れ、折れ曲がりについては、再発行を行っておりません。適宜返信用封筒にクリアファイルを同封するなどの対応を行って下さい。

原本証明の例

中学校教諭一種免許状

本籍地 島根県

氏名 教育 太郎

平成五年十二月一日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

英語 記

平成三十一年三月二十五日

平三十中一第一〇〇号

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等

〇〇大学〇〇学部〇〇学科

十二単位以上修得の分野名
卒業又は修了の年月日

* 平成三十一年三月二十五日

修得単位

教科に関する科目
教職に関する科目
教科又は教職に関する科目
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定

資格認定試験

証書番号 *
試験実施機関 *

有効期間の満了の日

平成四十一年三月

備考 学士(教育学)

この文言を、ゴム印で押印するか、記述してください。

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市立△△小学校

校長 ◇◇ ◇◇

公印

〇〇県教育委員会

員会印
教育委
会育委
印会委
印会委